

救急医療を守ろう!!

救急車の適正利用！
急患医療センター、電話相談の活用を！

問

保健推進課 地域医療対策室

28-6157

消防本部 安全・危機管理課

23-6611

をしなければならぬ場合は、迷わず救急車を要請してください。

対応に迷った時は…

受診のタイミングや当番の医療機関が分からない、子どもの急なけがや病気で心配なことがあれば、左記の県や市のサービスを利用しましょう。



県のサービス 小児救急医療電話相談

#8000 (携帯電話やプッシュ回線の場合)

089・913・2777 (ダイヤル回線の場合)

毎日19時～翌朝8時

えひめ医療情報ネット

えひめ医療情報ネット

パソコン

<http://www.qq.pref.ehime.jp/>

携帯

<http://www.qq.pref.ehime.jp/kt.asp>

県医療対策課

089・912・2449

市のサービス 消防署の音声案内

○当番医案内

23・5990 (テレガイド)

○どこの病院へ行けば良いか分からないとき

23・6611 (消防本部)

○家庭で薬を常備しましょう

二次救急病院は、救急患者のうち、入院や手術が必要な方に対応するための機関ですが、近年、二次救急病院に軽症患者が集中し、医師の負担が増え、重症患者への対応に支障をきたす可能性が生じています。

このままでは、病院の医師やスタッフが疲弊し、適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動(愛救143運動)」を実施しています。

これは医療機関や救急車の適切な利用を、皆さん一人ひとりに心がけていただく取り組みですので、ご協力をお願いします。

普段からの心掛け

○日頃から「かかりつけ医」を持ちましょう

○健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう

○家庭で薬を常備しましょう

受診に当たっての心掛け

○なるべく医療機関の通常診療時間内に受診しましょう

○平日夜間は急患医療センターを、休日は当番医(19ページ参照)を利用しましょう

救急車の利用について

9月9日は救急の日、救急車の正しい利用にご協力下さい。

平成25年の救急出動は3633件(過去最高)で、一日あたりにすると約10件となっております。また、搬送者のうち、軽症者が約4割を占めています。

軽症者や緊急性のない人が救急車を利用することで、一刻を争う人への対応が遅れることにもなりかねません。本当に救急車を必要とする人のために、正しい救急車の利用をお願いします。

救急車以外に搬送手段がなく、緊急に医療機関に搬送し、診察や処置